

国立大学法人筑波技術大学監事に求める人材像

令和5年4月26日

監事候補者選考委員会決定

国立大学法人筑波技術大学監事候補者選考委員会規程第2条の規定に基づき、監事に求める人材像を定める。

【常勤監事】

国立大学法人である本学の監事監査は、意思決定システムをはじめとするガバナンス体制の整備・運営状況等、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国唯一の聴覚障害者・視覚障害者のための高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事としての的確に業務を遂行していくには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 本学が担う役割と社会的な責務及び国立大学法人の特性を十分に理解し、業務を監査する職責にあるものとして、適切な監査に積極的に取り組む能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。

【非常勤監事】

国立大学法人である本学の監事監査は、意思決定システムをはじめとするガバナンス体制の整備・運営状況等、組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、法人の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国唯一の聴覚障害者・視覚障害者のための高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。

このことから、本学の監事としての的確に業務を遂行していくには、次のような要件を満たす人材が望ましい。

- ① 学長、理事及び教職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していると認められること。
- ② 本学が担う役割と社会的な責務及び国立大学法人の特性を十分に理解し、業務を監査する職責にあるものとして、適切な監査に積極的に取り組む能力を有していると認められること。
- ③ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していると認められること。
- ④ 職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していると認められること。
- ⑤ 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していると認められること。